吉川市市民農園利用契約書

吉川市市民農園の利用について、吉川市（以下「甲」という。）と利用者　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により利用契約を締結する。

（区画及び許可）

第１条　甲が乙に貸付ける農地は、吉川市市民農園第　　区画（　　０　㎡）とし、許可書を乙に交付する。

（利用期間）

第２条　甲が乙に貸付ける期間は、令和　　年　　月１日から令和１０年３月３１日までとする。

（許可書の提示）

第３条　乙は、利用の際に許可書を持参し、甲から請求があったときこれを提示する。

（使用料）

第４条　使用料は、吉川市市民農園条例第７条のとおりとし、甲が指定する期限までに甲に納入する。

２　年度途中からの使用料は、年額を月割し、利用を開始する月の初日から当該年度の３月３１日までの月数を乗じて得た金額として、これを甲が指定する期限までに甲に納入する。ただし、１円未満の端数は切捨てる。

（利用契約の解除）

第５条　次の各号に該当するとき、甲は利用契約を解除することができる。

(1) 不正な手段によって利用したとき。
(2) 市民農園内に建物又は工作物などを設置したとき。
(3) 利用する農園を２ヶ月以上放置したとき。
(4) 営利を目的として農園を使用したとき。
(5) 他人の迷惑になるような行為をしたとき。
(6) 他人に農園を使用させたとき。
(7) 使用料が期限内に納入されないとき。
(8) 乙が利用契約の解除を申し出たとき。
(9) 野菜及び草花以外のものを作ったとき。

２　その他やむを得ない事情があるときは、契約期間中であっても、甲は本契約を解除することができる。なお、これに対し乙は、異議を述べないものとする。

（原状回復の義務）

第６条　乙は、第２条の規定により利用期間が満了したとき、又は前条の規定により解除されたときは、速やかに利用農地を原状に復し甲に返還する。

２　乙が、前項の義務を履行しないときは、甲において原状に復し、これに要した経費は乙の負担とする。

（放置作物等の処分）

第７条　甲は、前条の規定により利用農地が返還されないとき、乙の放置した作物等を処分することができる。

（損害賠償）

第８条　甲は、天災、盗難及び病害虫による乙の作物の損害に対し、その責任を負わない。

２　乙は、故意又は過失により農園の物件等を損傷したとき、これを弁償しなければならない。

（使用料の還付）

第９条　既納の使用料は返還しないものとする。ただし、管理上特に必要があるため甲が許可を取り消したときは、その全部又は一部を乙に還付する。

（契約以外の事項）

第１０条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙、協議のうえこれを定める。

（行為の制限）

第１１条　市民農園内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設などを損傷し、又は汚損すること。
(2) 樹木を伐採し、又は花き農園などから植物を採取すること。
(3) 土地の形質を変更すること。
(4) ごみ、その他の汚物を捨てること。
(5) はり紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示すること。
(6) 立入禁止区域内に立ち入ること。
(7) 指定された場所以外に車を乗り入れ、又は止めておくこと。
(8) 用途外に使用すること。

この契約を締結した証として本書２通を作成し、甲、乙、記名のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲

住所　　埼玉県吉川市きよみ野一丁目１番地

氏名　　吉川市
市長　中　原　恵　人

乙

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿